

# ○児童手当の認定及び支給に関する事務の所掌区分について（通達）

昭和47年2月22日

海幕厚第869号

改正 昭和63年12月15日 海幕総第6504号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

児童手当の認定及び支給に関する事務の所掌区分について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 海上幕僚監部

#### (1) 人事教育部厚生課

- ア 児童手当の制度に関すること。
- イ 児童手当の認定及び支給調書作成の技術指導に関すること。
- ウ 児童手当の支給状況の報告に関すること。

#### (2) 監理部経理課

児童手当の支給に伴う会計事務の技術指導に関すること。

### 2 児童手当支給機関たる部隊及び機関

俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第2条第1項第1号の事務を所掌する隊課科班が児童手当の認定及び支給並びに支給状況の報告に関する事務を所掌する。